

(別 紙)

## 新 旧 対 照 表

次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である）。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(注) 簿書様式は、<u>平成18年4月1日現在の法令に基づくものである。</u></p> <p style="text-align: center;">第 1 共 通 関 係</p> <p>1 平成 年分 税の加算税の賦課決定通知書（通知用） (2～6 省 略)</p> <p>(第2～第3 省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 譲 渡 所 得 関 係</p> <p>(1～3 省 略)</p> <p><u>3-1 やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書</u></p> <p><u>3-2 やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請に対する承認</u> <u>(却下) 書 (通知用)</u></p> <p>(4～6 省 略)</p> <p>7 譲渡所得の内訳書<u>(確定申告書付表)</u>〔総合譲渡用〕</p> <p>(8 省 略)</p> <p>9 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書<u>(平成16年1月1日以後相続開始用)</u></p> <p>(10 省 略)</p> <p><u>10-1 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書 (平成15年12月31日以前相続開始用)</u></p> <p><u>10-2 同付表</u></p> <p>11 保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書<u>(確定申告書付表)</u></p> <p>(12～21 省 略)</p> <p>22 譲渡所得の内訳書<u>(確定申告書付表兼計算明細書)</u>〔土地・建物用〕</p> <p>(23～24 省 略)</p> <p><u>24-1 特定上場株式等非課税適用選択申告書</u></p> <p>(25～28 省 略)</p> <p>29 居住用財産の譲渡損失の金額の明細書<u>《確定申告書付表》</u>（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）【租税特別措置法第41条の5用】</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(注) 簿書様式は、<u>平成17年4月1日現在の法令に基づくものである。</u></p> <p style="text-align: center;">第 1 共 通 関 係</p> <p>1 平成 年分 税<u>( )</u>の加算税の賦課決定通知書（通知用） (2～6 同 左)</p> <p>(第2～第3 同 左)</p> <p style="text-align: center;">第 4 譲 渡 所 得 関 係</p> <p>(1～3 省 略)</p> <p><u>(新 規)</u></p> <p><u>(新 規)</u></p> <p>(4～6 同 左)</p> <p>7 7 譲渡所得の内訳書（総合譲渡用）</p> <p>(8 同 左)</p> <p>9 9 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書</p> <p>(10 同 左)</p> <p><u>(新 規)</u></p> <p><u>(新 規)</u></p> <p>11 保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書</p> <p>(12～21 同 左)</p> <p>22 譲渡所得の内訳書(計算明細書)（土地・建物用）</p> <p>(23～24 同 左)</p> <p><u>(新 規)</u></p> <p>(25～28 同 左)</p> <p>29 居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）【租税特別措置法第41条の5用】</p>

31 特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)【租税特別措置法第41条の5の2用】

(第5～第7 省略)

第8 納税猶予関係

(1～26 省略)

27 代替農地等取得の承認を受けている場合の譲渡等をした特例農地等の明細書(租税特別措置法施行規則第23条の8第4項第8号)

(28～31 省略)

32 代替農地等の取得又は都市営農農地等該当の承認を受けている場合の買取りの申出等に係る特例農地等の明細書(租税特別措置法施行規則第23条の8第4項第9号)

(33～89 省略)

(第9～第11 省略)

31 特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)【租税特別措置法第41条の5の2用】

(第5～第7 同左)

第8 納税猶予関係

(1～26 同左)

27 代替農地等取得の承認を受けている場合の譲渡等をした特例農地等の明細書(租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第8号)

(28～31 同左)

32 代替農地等の取得又は都市営農農地等該当の承認を受けている場合の買取りの申出等に係る特例農地等の明細書(租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第9号)

(33～89 同左)

(第9～第11 同左)

□□□□□□□□

住所又は所在地(納税地) \_\_\_\_\_  
氏名又は名称 殿

第 \_\_\_\_\_ 号

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

税務署長 \_\_\_\_\_ 印

平成 \_\_\_\_\_ 年分 税の加算税の賦課決定通知書 (通知用)

平成 \_\_\_\_\_ 年分 税の平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 納付すべき  
本税の額に対する加算税について、下記のとおり 決定します。

記

1 この通知により納付すべき又は減少する加算税の額

納付すべき 減少する	加算税 円	納付すべき 減少する	重加算税 円	○納付すべき加算税の額は、平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに同封の納付書により日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。
---------------	----------	---------------	-----------	--

2 加算税の計算

	加 算 税			重 加 算 税		
	賦課決定額	変更決定後の賦課決定額	納付すべき減少する額	賦課決定額	変更決定後の賦課決定額	納付すべき減少する額
① 加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000	/	円 0,000	円 0,000	/
② ①のうち国税通則法第65条第2項の規定による加算額の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000	/			/
③ ①に対する加算税の割合	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	/	100	100	/
④ ②に対する加算税の割合	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	/			/
⑤ 加算税の額 (①×③と②×④との合計額)	円	円	円	円	円	円

3 この通知に係る処分の理由

.....  
.....  
.....

(資3-10-3-A4統一)

(17.12)

( )枚のうち( )枚目

□□□□□□□□

住所又は所在地(納税地) \_\_\_\_\_  
氏名又は名称 殿

第 \_\_\_\_\_ 号

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

税務署長 \_\_\_\_\_ 印

平成 \_\_\_\_\_ 年分 税 ( ) の加算税の賦課決定通知書 (通知用)

平成 \_\_\_\_\_ 年分 税の平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 納付すべき本税の額に対する加算税について、下記のとおり 決定します。

記

1 この通知により納付すべき又は減少する加算税の額

納付すべき 減少する	加算税 円	納付すべき 減少する	重加算税 円	○納付すべき加算税の額は、平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに同封の納付書、納税告知書により日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。
---------------	----------	---------------	-----------	--

2 加算税の計算

	加 算 税			重 加 算 税		
	賦課決定額	変更決定後の賦課決定額	納付すべき減少する額	賦課決定額	変更決定後の賦課決定額	納付すべき減少する額
① 加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000	/	円 0,000	円 0,000	/
② ①のうち国税通則法第65条第2項の規定による加算額の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000	/			/
③ ①に対する加算税の割合	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	/	100	100	/
④ ②に対する加算税の割合	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	/			/
⑤ 加算税の額 (①×③と②×④との合計額)	円	円	円	円	円	円

3 この通知に係る処分の理由

.....  
.....  
.....

(資3-10-3-A4統一)

( )枚のうち( )枚目

氏名又は  
名称 \_\_\_\_\_ 殿

加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税)

あなたに通知した平成 \_\_\_\_\_ 年分相続税の \_\_\_\_\_ 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)の  
「加算税の基礎となる税額」は、この計算明細書により計算しています。

		A	B	C	D	E	F
		前の額	後の額	隠ぺい又は仮装部分の額	隠ぺい又は仮装事由以外の事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額	非正当事由部分の額	正当な事由があると認められる事実のみに基づいて更正決定等があった場合の額
課税価格等の計算(各人の合計)	取得財産の価額(注1) ①	円	円	※ 円		※ 円	
	債務控除額 ②			※		※	
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 ③			※		※	
	課税価格(①-②+③) ④	,000	,000		円 ,000	円 ,000	円 ,000
	相続税の総額 ⑤	00	00		00	00	00
あなたの課税価格等の計算	取得財産の価額(注1) ⑥	円	円				円
	債務控除額 ⑦						
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 ⑧						
	課税価格(⑥-⑦+⑧) ⑨	,000	,000		円 ,000	円 ,000	円 ,000
	相続税額 ⑩						
	法第18条の規定による加算額 ⑪						
	税額控除額 ⑫						
	差引税額 ⑬						
	相続時精算課税分の贈与税額控除額 ⑭	00	00	00	00	00	00
	⑬ - ⑭ ⑮	イ 00	ロ 00	ハ	00	ニ 00	00
増差税額 ⑯		⑯(ローイ) 円 00	⑰(⑬-⑭) 円 00	⑱(ハーイ) 円 00	⑲(⑯-⑰) 円 00	⑳(ニーイ) 円 00	
加算税の基礎となる税額 ⑰			重加算税分 (1万円未満の端数切捨て) 円 0,000		過少(無)申告加算税分 (1万円未満の端数切捨て) 円 0,000		

- (注) 1 「取得財産の価額」には、「相続時精算課税適用財産の価額」を含みます。  
 2 上記計算明細中の「※」の付いた各欄には、あなたがその財産等を取等したかどうかにかかわらず、あなたが隠ぺい又は仮装した財産等並びにあなたに正当な事由がなく過少に申告をし又は申告がなされていなかった財産等の価額等の金額を記載しています。  
 3 隠ぺい又は仮装部分の金額がない場合には、「⑰(⑱-⑲)」とあるのは「⑰(⑱-⑲)」として計算しています。

( )枚のうち( )枚目

(資3-13-2-A4統一)  
(17.12)

(通知用)

氏名又は  
名称 \_\_\_\_\_ 殿

加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税)

あなたに通知した平成 \_\_\_\_\_ 年分相続税の \_\_\_\_\_ 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)の  
「加算税の基礎となる税額」は、この計算明細書により計算しています。

		A	B	C	D	E	F
		前の額	後の額	隠ぺい又は仮装部分の額	隠ぺい又は仮装事由以外の事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額	非正当事由部分の額	正当な事由があると認められる事実のみに基づいて更正決定等があった場合の額
課税価格等の計算(各人の合計)	取得財産の価額(注1) ①	円	円	※ 円		※ 円	
	債務控除額 ②			※		※	
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 ③			※		※	
	課税価格(①-②+③) ④	,000	,000		円 ,000	円 ,000	円 ,000
	相続税の総額 ⑤	00	00		00	00	00
あなたの課税価格等の計算	取得財産の価額(注1) ⑥	円	円				円
	債務控除額 ⑦						
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 ⑧						
	課税価格(⑥-⑦+⑧) ⑨	,000	,000		円 ,000	円 ,000	円 ,000
	相続税額 ⑩						
	法第18条の規定による加算額 ⑪						
	税額控除額 ⑫						
	差引税額 ⑬						
	相続時精算課税分の贈与税額控除額 ⑭	00	00	00	00	00	00
	⑬ - ⑭ ⑮	イ 00	ロ 00	ハ	00	ニ 00	00
増差税額 ⑯		⑯(ローイ) 円 00	⑰(⑬-⑭) 円 00	⑱(ハーイ) 円 00	⑲(⑯-⑰) 円 00	⑳(ニーイ) 円 00	
加算税の基礎となる税額 ⑰			重加算税分 (1万円未満の端数切捨て) 円 0,000		過少(無)申告加算税分 (1万円未満の端数切捨て) 円 0,000		

- (注) 1 「取得財産の価額」には、「相続時精算課税適用財産の価額」を含みます。  
 2 上記計算明細中の「※」の付いた各欄には、あなたがその財産等を取等したかどうかにかかわらず、あなたが隠ぺい又は仮装した財産等並びにあなたに正当な事由がなく過少に申告をし又は申告がなされていなかった財産等の価額等の金額を記載しています。  
 3 隠ぺい又は仮装部分の金額がない場合には、「⑰(⑱-⑲)」とあるのは「⑰(⑱-⑲)」として計算しています。

( )枚のうち( )枚目

(資3-13-2-A4統一)

### 還付される税額の受取場所

被相続人

この表は、相続税について、相続時精算課税適用者等（相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を取得した人をいいます。）に還付される税額がある場合（第1表のその人の「還付される税額②」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合）に記入します。

還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

なお、還付される税金の受取りに当たって、

- ① 銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金種類及び口座番号を、
  - ② 郵便貯金の口座への振込みを希望される場合は、郵便貯金総合通帳「ばるる」の記号番号を、
- 該当する項目に記入してください。  
※ 振込みによる受取りをご利用されない方は、郵便局窓口での受取りとなりますので、受取りに行かれる郵便局名を該当する項目に記入してください。

第1表の付表2（平成十七年分以降用）

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合					
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・信協				本店・支店 本所・支所	
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	貯蓄	口座番号	
		その他 ( )					
		郵便貯金の口座への振込みの場合				郵便局窓口での受取りの場合	
	記号番号 (7～13桁)					郵便局	

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合					
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・信協				本店・支店 本所・支所	
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	貯蓄	口座番号	
		その他 ( )					
		郵便貯金の口座への振込みの場合				郵便局窓口での受取りの場合	
	記号番号 (7～13桁)					郵便局	

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合					
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・信協				本店・支店 本所・支所	
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	貯蓄	口座番号	
		その他 ( )					
		郵便貯金の口座への振込みの場合				郵便局窓口での受取りの場合	
	記号番号 (7～13桁)					郵便局	

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合					
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・信協				本店・支店 本所・支所	
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	貯蓄	口座番号	
		その他 ( )					
		郵便貯金の口座への振込みの場合				郵便局窓口での受取りの場合	
	記号番号 (7～13桁)					郵便局	

第1表の付表2（平17.5）

(資4-20-1-3-A4統一)

### 還付される税額の受取場所

被相続人

この表は、相続税について、相続時精算課税適用者等（相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を取得した人をいいます。）に還付される税額がある場合（第1表のその人の「還付される税額②」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合）に記入します。

還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

なお、還付される税金の受取りに当たって、

- ① 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金種類及び口座番号を、
  - ② 日本郵政公社の郵便貯金口座に振込みを希望される場合は、郵便貯金総合通帳「ばるる」の記号番号を、
  - ③ 郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りに便利な郵便局名を、
- 該当する項目に記入してください。

第1表の付表2（平成十六年分以降用）

相続時精算課税適用者等		銀行等の預金口座に振込みを希望する場合					
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・信協				本店・支店 本所・支所	
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	貯蓄	口座番号	
		その他 ( )					
		日本郵政公社の郵便貯金口座に振込みを希望する場合				郵便局窓口での受取りを希望する場合	
	記号番号 (7～13桁)					郵便局	

相続時精算課税適用者等		銀行等の預金口座に振込みを希望する場合					
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・信協				本店・支店 本所・支所	
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	貯蓄	口座番号	
		その他 ( )					
		日本郵政公社の郵便貯金口座に振込みを希望する場合				郵便局窓口での受取りを希望する場合	
	記号番号 (7～13桁)					郵便局	

相続時精算課税適用者等		銀行等の預金口座に振込みを希望する場合					
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・信協				本店・支店 本所・支所	
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	貯蓄	口座番号	
		その他 ( )					
		日本郵政公社の郵便貯金口座に振込みを希望する場合				郵便局窓口での受取りを希望する場合	
	記号番号 (7～13桁)					郵便局	

相続時精算課税適用者等		銀行等の預金口座に振込みを希望する場合					
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・信協				本店・支店 本所・支所	
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	貯蓄	口座番号	
		その他 ( )					
		日本郵政公社の郵便貯金口座に振込みを希望する場合				郵便局窓口での受取りを希望する場合	
	記号番号 (7～13桁)					郵便局	

第1表の付表2（平16.5）

(資4-20-1-3-A4統一)

### 還付される税額の受取場所の書き方

還付申告（※1）の方は、申告書第1表の付表2「還付される税額の受取場所」を、次の記載例にしたがって書いてください。  
 なお、還付金の受取りには預貯金口座（相続時精算課税適用者等（※2）ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

- ※1 還付申告とは、申告書第1表のその人の「還付される税額②」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合をいいます。
- ※2 相続時精算課税適用者等とは、相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を取得した人をいいます。

#### 《記載例》

##### ○銀行等の口座への振込みを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預金口座への振込みの場合					
フリガナ		○ ○		△ △		本店・支店 本店・支所	
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	貯蓄	口座番号 ××××××××	
	その他( )						口座番号(7桁以内)
		記号番号(7-13桁)				郵便局	

該当する預金種類（総合口座の場合には「普通」）に○印を付けてください。  
 口座番号欄には、口座番号のみを左詰めで書いてください。

##### ○郵便貯金の口座への振込みを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預金口座への振込みの場合					
フリガナ		○ ○		△ △		本店・支店 本店・支所	
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	貯蓄	口座番号	
	その他( )						口座番号(7桁以内)
		1×××0-×××××××1				郵便局	

記号部分(5桁) 番号部分(2-8桁)

郵便貯金総合通帳「ばるる」の記号番号のみを書いてください。

##### ○郵便局窓口での受取りを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預金口座への振込みの場合					
フリガナ		○ ○		△ △		本店・支店 本店・支所	
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	貯蓄	口座番号	
	その他( )						□ □
		記号番号(7-13桁)				郵便局	

受取りに行かれる郵便局名のみを書いてください。

### 還付される税額の受取場所の書き方

還付申告（※1）の方は、申告書第1表の付表2「還付される税額の受取場所」を、次の記載例にしたがって書いてください。  
 なお、還付金の受取りには預貯金口座（相続時精算課税適用者等（※2）ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

- ※1 還付申告とは、申告書第1表のその人の「還付される税額②」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合をいいます。
- ※2 相続時精算課税適用者等とは、相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を取得した人をいいます。

#### 《記載例》

##### ○銀行等の口座への振込みを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預金口座に振込みを希望する場合					
フリガナ		○ ○		△ △		本店・支店 本店・支所	
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	貯蓄	口座番号 ××××××××	
	その他( )						口座番号(7桁以内)
		記号番号(7-13桁)				郵便局	

該当する預金種類（総合口座の場合には「普通」）に○印を付けてください。  
 口座番号欄には、口座番号のみを左詰めで書いてください。

##### ○日本郵政公社の郵便貯金口座に振込みを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預金口座に振込みを希望する場合					
フリガナ		○ ○		△ △		本店・支店 本店・支所	
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	貯蓄	口座番号	
	その他( )						口座番号(7桁以内)
		1×××0-×××××××1				郵便局	

記号部分(5桁) 番号部分(2-8桁)

郵便貯金総合通帳「ばるる」の記号番号のみを書いてください。

##### ○郵便局窓口での受取りを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預金口座に振込みを希望する場合					
フリガナ		○ ○		△ △		本店・支店 本店・支所	
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	貯蓄	口座番号	
	その他( )						□ □
		記号番号(7-13桁)				郵便局	

受取りを希望する郵便局名のみを書いてください。

第11・11の2表の付表5 (平成十七年分以降用)

第11・11の2表の付表5 (平成十六年分以降用)

### 特定同族会社株式等の判定明細

被相続人

1 株式(出資)の時価総額の合計額が20億円未満であることの判定

株式(出資)の時価総額の合計額  円

「2 特定株式(特定出資)に係る法人別の明細」の「ウ 株式(出資)の時価総額(ア×イ)」欄の金額及び「3 特定受贈株式(特定受贈出資)に係る法人(2と同一の法人を除きます。)別の明細」の「ウ 株式(出資)の時価総額(ア×イ)」欄の金額の合計額を記入します。  
20億円以上は、特例適用不可

2 特定株式(特定出資)に係る法人別の明細

法人の整理番号(所轄税務署名)	ア	相続開始の時に発行済株式(出資)総数等	株・円・口
法人名	イ	株式(出資)の1株(1口)当たりの相続開始の時の時価	円
	ウ	株式(出資)の時価総額(ア×イ)	円

エ 株主等の状況

氏名(名称) (相続開始の直前において被相続人の親族等である者の氏名を○で囲みます。)	被相続人との続柄	① 相続開始の直前に所有していた株式(出資)の株数等	② 持株(出資)割合 ( $\frac{①}{⑦}$ の割合)	③ 相続又は遺贈により取得した株式(出資)の株数等	④ 相続又は遺贈による取得後の株式(出資)の株数等 (①+③)	⑤ 持株(出資)割合 ( $\frac{④}{⑧}$ の割合)	⑥ ③のうち特例の対象として選択した株式(出資)の株数等
	被相続人	株・円・口	%	株・円・口	株・円・口	%	株・円・口
その他の株主(社員)							
合計		⑦	100	⑧	100	C	

①のうち被相続人及び被相続人の親族等である者の持株(出資)割合 A % ④のうち被相続人及び被相続人の親族等である者の持株(出資)割合 B %  
50%以下は、特例適用不可

オ 被相続人が生前に贈与した当該法人の株式(出資)についての租税特別措置法第69条の5第10項の届出状況

(a) 届出書を提出した年分	平成	年分	平成	年分	平成	年分
(b) 届出書を提出した受贈者の氏名						
(c) 届出書を提出した税務署名						
(d) 届け出た特定受贈同族会社株式等の株数等	株・円・口		株・円・口		株・円・口	
(e) 生前の名義の時に発行済株式(出資)の株数等	株・円・口		株・円・口		株・円・口	
(f) $\frac{(d)}{(e)}$					⑨	

カ 特例適用限度株数等の計算  
⑩  $\frac{2}{3} \times ⑨$   
⑪ 特例適用限度株数等 株・円・口  
ア×⑩

注1 「イ 株式(出資)の1株(1口)当たりの相続開始の時の時価」は、原則的評価方式により評価した価額となります。  
2 「エ 株主等の状況」欄には、株主(社員)である「被相続人及び被相続人の親族等」について各人ごとに記入し、それ以外の株主(社員)については、「その他の株主(社員)」欄にまとめて記入します。  
3 ⑥欄には、⑤欄の割合が5%以上の人が③欄で取得した株式(出資)のうち特例の対象として選択した株式(出資)の株数等を記入します。  
4 A欄及びB欄には、被相続人及び被相続人の親族等である者全員(氏名を○で囲んだ人)の持株(出資)割合の合計を記入します。  
5 「オ 被相続人が生前に贈与した当該法人の株式(出資)についての租税特別措置法第69条の5第10項の届出状況」欄は、被相続人から生前に贈与を受けた当該法人の株式(出資)で租税特別措置法第69条の5第10項の届出をした受贈者がいない場合には、記入する必要はありません。この場合の⑨欄は「—」となります。  
6 当該法人の株式(出資)に議決権の制限がある株式(出資)がある場合には、「相続税の申告のしかた」を参照してください。  
7 当該法人が2以上ある場合には、この用紙を当該法人の枚数分使用し記入します。

3 特定受贈株式(特定受贈出資)に係る法人(2と同一の法人を除きます。)別の明細

法人の整理番号(所轄税務署名)	ア	相続開始の時に発行済株式(出資)総数等	株・円・口
法人名	イ	株式(出資)の1株(1口)当たりの相続開始の時の時価	円
	ウ	株式(出資)の時価総額(ア×イ)	円

エ 株主等の状況

氏名(名称)	被相続人との続柄	① 相続開始の直前に所有していた株式(出資)の株数等	② 被相続人が生前に相続時精算課税に係る贈与をした特定受贈株式(特定受贈出資)の株数等	③ 贈与年月日	④ 贈与税の申告書提出した税務署名
		株・円・口	株・円・口		署
その他の株主(社員)					
合計					

注1 「イ 株式(出資)の1株(1口)当たりの相続開始の時の時価」は、原則的評価方式により評価した価額となります。  
2 ②欄の贈与が複数回ある場合には、②欄から④欄まではそれぞれの贈与ごとに複数段に記入してください。  
3 当該法人の株式(出資)に議決権の制限がある株式(出資)がある場合には、「相続税の申告のしかた」を参照してください。  
4 当該法人が2以上ある場合には、この用紙を当該法人の枚数分使用し記入します。

第11・11の2表の付表5 (平17.5)

(資4-20-12-7-A4 統一)

### 特定同族会社株式等の判定明細

被相続人

1 株式(出資)の時価総額の合計額が20億円未満であることの判定

株式(出資)の時価総額の合計額  円

「2 特定株式(特定出資)に係る法人別の明細」の「ウ 株式(出資)の時価総額(ア×イ)」欄の金額及び「3 特定受贈株式(特定受贈出資)に係る法人(2と同一の法人を除きます。)別の明細」の「ウ 株式(出資)の時価総額(ア×イ)」欄の金額の合計額を記入します。  
20億円以上は、特例適用不可

2 特定株式(特定出資)に係る法人別の明細

法人の整理番号	ア	相続開始の時に発行済株式(出資)総数等	株・円・口
法人名	イ	株式(出資)の1株(1口)当たりの相続開始の時の時価	円
	ウ	株式(出資)の時価総額(ア×イ)	円

エ 株主等の状況

氏名(名称) (相続開始の直前において被相続人の親族等である者の氏名を○で囲みます。)	被相続人との続柄	① 相続開始の直前に所有していた株式(出資)の株数等	② 持株(出資)割合 ( $\frac{①}{⑦}$ の割合)	③ 相続又は遺贈により取得した株式(出資)の株数等	④ 相続又は遺贈による取得後の株式(出資)の株数等 (①+③)	⑤ 持株(出資)割合 ( $\frac{④}{⑧}$ の割合)	⑥ ③のうち特例の対象として選択した株式(出資)の株数等
	被相続人	株・円・口	%	株・円・口	株・円・口	%	株・円・口
その他の株主(社員)							
合計		⑦	100	⑧	100	C	

①のうち被相続人及び被相続人の親族等である者の持株(出資)割合 A % ④のうち被相続人及び被相続人の親族等である者の持株(出資)割合 B %  
50%以下は、特例適用不可

オ 被相続人が生前に贈与した当該法人の株式(出資)についての租税特別措置法第69条の5第10項の届出状況

(a) 届出書を提出した年分	平成	年分	平成	年分	平成	年分
(b) 届出書を提出した受贈者の氏名						
(c) 届出書を提出した税務署名						
(d) 届け出た特定受贈同族会社株式等の株数等	株・円・口		株・円・口		株・円・口	
(e) 生前の名義の時に発行済株式(出資)の株数等	株・円・口		株・円・口		株・円・口	
(f) $\frac{(d)}{(e)}$					⑨	

カ 特例適用限度株数等の計算  
⑩  $\frac{2}{3} \times ⑨$   
⑪ 特例適用限度株数等 株・円・口  
ア×⑩

注1 「イ 株式(出資)の1株(1口)当たりの相続開始の時の時価」は、原則的評価方式により評価した価額となります。  
2 「エ 株主等の状況」欄には、株主(社員)である「被相続人及び被相続人の親族等」について各人ごとに記入し、それ以外の株主(社員)については、「その他の株主(社員)」欄にまとめて記入します。  
3 ⑥欄には、⑤欄の割合が5%以上の人が③欄で取得した株式(出資)のうち特例の対象として選択した株式(出資)の株数等を記入します。  
4 A欄及びB欄には、被相続人及び被相続人の親族等である者全員(氏名を○で囲んだ人)の持株(出資)割合の合計を記入します。  
5 「オ 被相続人が生前に贈与した当該法人の株式(出資)についての租税特別措置法第69条の5第10項の届出状況」欄は、被相続人から生前に贈与を受けた当該法人の株式(出資)で租税特別措置法第69条の5第10項の届出をした受贈者がいない場合には、記入する必要はありません。この場合の⑨欄は「—」となります。  
6 当該法人の株式(出資)に議決権の制限がある株式(出資)がある場合には、「相続税の申告のしかた」を参照してください。  
7 当該法人が2以上ある場合には、この用紙を当該法人の枚数分使用し記入します。

3 特定受贈株式(特定受贈出資)に係る法人(2と同一の法人を除きます。)別の明細

法人の整理番号	ア	相続開始の時に発行済株式(出資)総数等	株・円・口
法人名	イ	株式(出資)の1株(1口)当たりの相続開始の時の時価	円
	ウ	株式(出資)の時価総額(ア×イ)	円

エ 株主等の状況

氏名(名称)	被相続人との続柄	① 相続開始の直前に所有していた株式(出資)の株数等	② 被相続人が生前に相続時精算課税に係る贈与をした特定受贈株式(特定受贈出資)の株数等	③ 贈与年月日	④ 贈与税の申告書提出した税務署名
		株・円・口	株・円・口		署
その他の株主(社員)					
合計					

注1 「イ 株式(出資)の1株(1口)当たりの相続開始の時の時価」は、原則的評価方式により評価した価額となります。  
2 ②欄の贈与が複数回ある場合には、②欄から④欄まではそれぞれの贈与ごとに複数段に記入してください。  
3 当該法人の株式(出資)に議決権の制限がある株式(出資)がある場合には、「相続税の申告のしかた」を参照してください。  
4 当該法人が2以上ある場合には、この用紙を当該法人の枚数分使用し記入します。

第11・11の2表の付表5 (平16.5)

(資4-20-12-7-A4 統一)



通信日付印の年月日	確認印		番 号
年 月 日			

被相続人の氏名 \_\_\_\_\_

## 申告期限後3年以内の分割見込書

相続税の申告書「第11表（相続税がかかる財産の明細書）」に記載されている財産のうち、まだ分割されていない財産については、申告書の提出期限後3年以内に分割する見込みです。

なお、分割されていない理由及び分割の見込みの詳細は、次のとおりです。

## 1 分割されていない理由

---



---



---



---



---

## 2 分割の見込みの詳細

---



---



---



---



---

## 3 適用を受けようとする特例等

- (1) 配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法第19条の2第1項）
- (2) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）
- (3) 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の5第1項）

(資4-21-A4統一)

被相続人の氏名 \_\_\_\_\_

## 申告期限後3年以内の分割見込書

相続税の申告書「第11表（相続税がかかる財産の明細書）」に記載されている財産のうち、まだ分割されていない財産については、申告書の提出期限後3年以内に分割する見込みです。

なお、分割されていない理由及び分割の見込みの詳細は、次のとおりです。

## 1 分割されていない理由

---



---



---



---



---

## 2 分割の見込みの詳細

---



---



---



---



---

## 3 適用を受けようとする特例等

- (1) 配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法第19条の2第1項）
- (2) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）
- (3) 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の5第1項）

(資4-21-A4統一)

通信日付印の年月日	確認印	番号
年 月 日		

遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書

名簿番号	
------	--


  
 税務署長殿

〒 \_\_\_\_\_  
住所 (居所) \_\_\_\_\_

申請者 \_\_\_\_\_  
年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日提出 氏名 \_\_\_\_\_ ④ 電話 \_\_\_\_\_

遺産の分割後、  
 { 配偶者に対する相続税額の軽減 (相続税法第19条の2第1項)  
 ・ 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例 (租税特別措置法第69条の4第1項)  
 ・ 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例 (租税特別措置法第69条の5第1項) } の適用を受けたいので、遺産が未分割であることについて、  
 { 相続税法施行令第4条の2第2項  
 ・ 租税特別措置法施行令第40条の2第12項又は第14項  
 ・ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第16項又は第19項 } に規定するやむを得ない事由がある旨の承認申請をいたします。

1 被相続人の住所・氏名  
住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

2 被相続人の相続開始の日 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

3 相続税の申告書を提出した日 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

4 遺産が未分割であることについてのやむを得ない理由  
 [ \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ ]

(注) やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類  
 ① 相続又は遺贈に関し訴えの提起がなされていることを証する書類  
 ② 相続又は遺贈に関し和解、調停又は審判の申立てがなされていることを証する書類  
 ③ 相続又は遺贈に関し遺産分割の禁止、相続の承認若しくは放棄の期間が延長されていることを証する書類  
 ④ ①から③までの書類以外の書類で財産の分割がされなかった場合におけるその事情の明細を記載した書類

○ 相続人等申請者の住所・氏名

住所 (居所)	氏名	続柄
		印
		印
		印
		印

○ 相続人等の代表者の指定

代表者の氏名 \_\_\_\_\_

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

(資4-22-1-A4統一)

遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書

名簿番号	
------	--


  
 税務署長殿

〒 \_\_\_\_\_  
住所 (居所) \_\_\_\_\_

申請者 \_\_\_\_\_  
年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日提出 氏名 \_\_\_\_\_ ④ 電話 \_\_\_\_\_

遺産の分割後、  
 { 配偶者に対する相続税額の軽減 (相続税法第19条の2第1項)  
 ・ 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例 (租税特別措置法第69条の4第1項)  
 ・ 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例 (租税特別措置法第69条の5第1項) } の適用を受けたいので、遺産が未分割であることについて、  
 { 相続税法施行令第4条の2第2項  
 ・ 租税特別措置法施行令第40条の2第12項又は第14項  
 ・ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第16項又は第19項 } に規定するやむを得ない事由がある旨の承認申請をいたします。

1 被相続人の住所・氏名  
住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

2 被相続人の相続開始の日 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

3 相続税の申告書を提出した日 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

4 遺産が未分割であることについてのやむを得ない理由  
 [ \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ ]

(注) やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類  
 ① 相続又は遺贈に関し訴えの提起がなされていることを証する書類  
 ② 相続又は遺贈に関し和解、調停又は審判の申立てがなされていることを証する書類  
 ③ 相続又は遺贈に関し遺産分割の禁止、相続の承認若しくは放棄の期間が延長されていることを証する書類  
 ④ ①から③までの書類以外の書類で財産の分割がされなかった場合におけるその事情の明細を記載した書類

○ 相続人等申請者の住所・氏名

住所 (居所)	氏名	続柄
		印
		印
		印
		印

○ 相続人等の代表者の指定

代表者の氏名 \_\_\_\_\_

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

(資4-22-1-A4統一)

市街地農地等の評価明細書

市街地農地 市街地山林  
市街地周辺農地 市街地原野

所在地番			
現況地目		① 地積	m <sup>2</sup>
評価の基とした宅地の1平方メートル当たりの評価額	所在地番		
	② 評価額の計算内容		③(評価額) 円
評価する農地等が宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの評価額	④ 評価上考慮したその農地等の道路からの距離、形状等の条件に基づく評価額の計算内容		⑤(評価額) 円

〔平成十八年分以降用〕

宅地造成費の計算	平地	整地費	(整地を要する面積) (1 m <sup>2</sup> 当たりの整地費)	⑥	円
		伐採・抜根費	(伐採・抜根を要する面積) (1 m <sup>2</sup> 当たりの伐採・抜根費)	⑦	円
		地盤改良費	(地盤改良を要する面積) (1 m <sup>2</sup> 当たりの地盤改良費)	⑧	円
	平坦	土盛費	(土盛りを要する面積) (平均の高さ) (1 m <sup>2</sup> 当たりの土盛費)	⑨	円
		土止費	(擁壁面の長さ) (平均の高さ) (1 m <sup>2</sup> 当たりの土止費)	⑩	円
	合計額の計算		⑥ + ⑦ + ⑧ + ⑨ + ⑩	⑪	円
	1 m <sup>2</sup> 当たりの計算		⑪ ÷ ①	⑫	円
	傾斜地	傾斜度に係る造成費	(傾斜度) 度	⑬	円
		伐採・抜根費	(伐採・抜根を要する面積) (1 m <sup>2</sup> 当たりの伐採・抜根費)	⑭	円
		1 m <sup>2</sup> 当たりの計算	⑬ + (⑭ ÷ ①)	⑮	円

市街地農地等の評価額	(⑤ - ⑫ (又は⑮)) × ① (注) 市街地周辺農地については、さらに0.8を乗ずる。	円
------------	---	---

- (注) 1 「②評価額の計算内容」欄には、倍率地域内の市街地農地等については、評価の基とした宅地の固定資産税評価額及び倍率を記載し、路線価地域内の市街地農地等については、その市街地農地等が宅地である場合の画地計算の内容を記載してください。なお、画地計算が複雑な場合には、「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」を使用してください。
- 2 「④評価上考慮したその農地等の道路からの距離、形状等の条件に基づく評価額の計算内容」欄には、倍率地域内の市街地農地等について、「③評価額」欄の金額と「⑤評価額」欄の金額とが異なる場合に記載し、路線価地域内の市街地農地等については記載の必要はありません。
- 3 「傾斜地の宅地造成費」に加算する伐採・抜根費は、「平坦地の宅地造成費」の「伐採・抜根費」の金額を基に算出してください。

(資4-26-A4統一)

市街地農地等の評価明細書

市街地農地 市街地山林  
市街地周辺農地 市街地原野

所在地番			
現況地目		① 地積	m <sup>2</sup>
評価の基とした宅地の1平方メートル当たりの評価額	所在地番		
	② 評価額の計算内容		③(評価額) 円
評価する農地等が宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの評価額	④ 評価上考慮したその農地等の道路からの距離、形状等の条件に基づく評価額の計算内容		⑤(評価額) 円

宅地造成費の計算	平地	整地費	(整地を要する面積) (1 m <sup>2</sup> 当たりの整地費)	⑥	円
		伐採・抜根費	(伐採・抜根を要する面積) (1 m <sup>2</sup> 当たりの伐採・抜根費)	⑦	円
		地盤改良費	(地盤改良を要する面積) (1 m <sup>2</sup> 当たりの地盤改良費)	⑧	円
	平坦	土盛費	(土盛りを要する面積) (平均の高さ) (1 m <sup>2</sup> 当たりの土盛費)	⑨	円
		土止費	(擁壁面の長さ) (平均の高さ) (1 m <sup>2</sup> 当たりの土止費)	⑩	円
	合計額の計算		⑥ + ⑦ + ⑧ + ⑨ + ⑩	⑪	円
	1 m <sup>2</sup> 当たりの計算		⑪ ÷ ①	⑫	円
	傾斜地	傾斜地に係る造成費	(傾斜度) 度	⑬	円
		1 m <sup>2</sup> 当たりの計算	(傾斜度) 度	⑬	円

市街地農地等の評価額	(⑤ - ⑫ (又は⑬)) × ① (注) 市街地周辺農地については、さらに0.8を乗ずる。	円
------------	---	---

- (注) 1 「②評価額の計算内容」欄には、倍率地域内の市街地農地等については、評価の基とした宅地の固定資産税評価額及び倍率を記載し、路線価地域内の市街地農地等については、その市街地農地等が宅地である場合の画地計算の内容を記載してください。なお、画地計算が複雑な場合には、「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」を使用してください。
- 2 「④評価上考慮したその農地等の道路からの距離、形状等の条件に基づく評価額の計算内容」欄には、倍率地域内の市街地農地等について、「③評価額」欄の金額と「⑤評価額」欄の金額とが異なる場合に記載し、路線価地域内の市街地農地等については記載の必要はありません。

(資4-26-A4統一)

(裏)  
記載方法

- 1 この評価明細書は、土地登記簿の地目が山林、原野であるもの及び現況が山林であるもの（立木のあるもの）について、原則として、一団地の立木の所在地、樹種及び樹齢を同じくするものごとに記載します。この場合、地目が山林、原野で立木のない場合は、「所在地」、「用途区分及び現況」及び①から④までの林地の評価に関する事項欄にのみ記載し、⑤から⑭までの立木に関する事項欄には「立木なし。」と記載します。  
また、地目は山林、原野であるが、現況が山林、原野以外のものである場合は、「所在地」及び「用途区分及び現況」欄のみ記載します。
- 2 「用途区分及び現況」欄は、自用、貸付、自用（保安林）、分収林（自用、費用負担）等と記載し、現況が山林、原野以外のものについては、その現況を記載します。
- 3 「①林地の面積」欄は、上欄に台帳面積（土地登記簿面積）を記載し、下欄に実面積を記載します。
- 4 「②林地の固定資産税評価額」欄は、上欄に市町村が定めている固定資産税評価額を記載し、下欄④に実面積（①の下欄の面積）による固定資産税評価額の修正額を記載します。
- 5 「③評価倍率」欄は、財産評価基準に定める倍率を記載します。
- 6 「④林地の評価額」欄は、次に掲げる山林については、別途計算した価額を記載します。
  - (1) 市街地山林
  - (2) 貸付けられている山林
  - (3) 保安林
  - (4) 分収造林契約に基づいて貸付けられている山林
- 7 「⑦森林の面積」欄は、ヘクタール単位とし、ヘクタール未満2位まで（3位以下は切捨て）記載します。
- 8 「⑧1ヘクタール当たりの標準価額」欄は、財産評価基準に定める標準価額を記載します。
- 9 「⑨小出し距離及び小運搬距離」欄は、それぞれの距離をm及びkm単位で記載します。  
(注) 小出し距離とは、立木を伐倒し、ケーブルを架設して搬出することを想定した場合におけるケーブルの起点から終点（集材場所）までの距離をいい、小運搬距離とは、集材場所から最寄りの原木市場又は製材工場等までの距離をいいます。
- 10 「⑭算出額」欄を記載するため、保安林及び分収造林契約に係るものについては次により計算した金額によります。
  - (1) 保安林  
保安林については「**保**」と表示し、法令に基づき定められた伐採関係の区分による控除割合を上部に記載の上、「⑭の算出額×（1－控除割合）」の算式により計算した金額。
  - (2) 分収造林契約に係るもの  
分収造林契約に係るものについては「**分**」と表示し、「⑭の算出額×分収割合」の算式により計算した金額。

(裏)  
記載方法

- 1 この評価明細書は、土地登記簿の地目が山林、原野であるもの及び現況が山林であるもの（立木のあるもの）について、原則として、一団地の立木の所在地、樹種及び樹齢を同じくするものごとに記載します。この場合、地目が山林、原野で立木のない場合は、「所在地」、「用途区分及び現況」及び①から④までの林地の評価に関する事項欄にのみ記載し、⑤から⑭までの立木に関する事項欄には「立木なし。」と記載します。  
また、地目は山林、原野であるが、現況が山林、原野以外のものである場合は、「所在地」及び「用途区分及び現況」欄のみ記載します。
- 2 「用途区分及び現況」欄は、自用、貸付、自用（保安林）、分収林（自用、費用負担）等と記載し、現況が山林、原野以外のものについては、その現況を記載します。
- 3 「①林地の面積」欄は、上欄に台帳面積（土地登記簿面積）を記載し、下欄に実面積を記載します。
- 4 「②林地の固定資産税評価額」欄は、上欄に市町村が定めている固定資産税評価額を記載し、下欄④に実面積（①の下欄の面積）による固定資産税評価額の修正額を記載します。
- 5 「③評価倍率」欄は、財産評価基準に定める倍率を記載します。
- 6 「④林地の評価額」欄は、次に掲げる山林については、別途計算した価額を記載します。
  - (1) 市街地山林
  - (2) 貸付けられている山林
  - (3) 保安林
  - (4) 分収造林契約に基づいて貸付けられている山林
- 7 「⑦立木面積」欄は、ヘクタール単位とし、ヘクタール未満2位まで（3位以下は切捨て）記載します。
- 8 「⑧1ヘクタール当たりの標準価額」欄は、財産評価基準に定める標準価額を記載します。
- 9 「⑨小出し距離及び小運搬距離」欄は、それぞれの距離をm及びkm単位で記載します。  
(注) 小出し距離とは、立木を伐倒し、ケーブルを架設して搬出することを想定した場合におけるケーブルの起点から終点（集材場所）までの距離をいい、小運搬距離とは、集材場所から最寄りの原木市場又は製材工場等までの距離をいいます。
- 10 「⑭算出額」欄を記載するため、保安林及び分収造林契約に係るものについては次により計算した金額によります。
  - (1) 保安林  
保安林については「**保**」と表示し、法令に基づき定められた伐採関係の区分による控除割合を上部に記載の上、「⑭の算出額×（1－控除割合）」の算式により計算した金額。
  - (2) 分収造林契約に係るもの  
分収造林契約に係るものについては「**分**」と表示し、「⑭の算出額×分収割合」の算式により計算した金額。

改正後

改正前

通信日付印の年月日	確認印	番号
年 月 日		

税務署長殿

届出年月日 平成 年 月 日

第4項 取得  
相続税法施行規則第5項の規定による学校教育用財産の廃止届出書  
第6項 現況

届出者	住所	〒		学級数	学級	学級設置場所の位置図				
	氏名	印								
	電話番号									
学校の種類			幼児数等	定員	人	学級設置場所の位置図				
学校の名称			学校の事業開始年月日	年 月 日						
学校の所在地			青色申告承認年月日	年 月 日						
供した(第4項)教育の用に供しなくなった(第5項)財産の明細 供している(第6項)										
区分	用途	所在場所	数量	供した日 供しなくなった日	その他参考事項					
土地			m <sup>2</sup>	平成 年 月 日						
建物										
構築物										
区分	種類	数量	供した日 供しなくなった日	取得価額	区分	細目	預入先又は 貸付先等	預入等の年月日	金額	
教育用設備備品			平成 年 月 日	千円	現金・預金	現金			千円	
								平成 年 月 日		
事務用備品					有価証券					
車輛					貸付金等					
その他の 固定資産					流動資産 その他の					
車輛					備	基本金		平成 年 月 日現在		
							設置者借		平成 年 月 日現在	
その他の 固定資産					考					

- 上記の欄に記載しきれないときは、適宜の用紙に記載して添付して下さい。
- この届出書には、届出をする年の前年の12月31日現在の貸借対照表を添付して下さい。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資4-87-A4-統一)

税務署長殿

届出年月日 平成 年 月 日

第4項 取得  
相続税法施行規則第5項の規定による学校教育用財産の廃止届出書  
第6項 現況

届出者	住所	〒		学級数	学級	学級設置場所の位置図				
	氏名	印								
	電話番号									
学校の種類			幼児数等	定員	人	学級設置場所の位置図				
学校の名称			学校の事業開始年月日	年 月 日						
学校の所在地			青色申告承認年月日	年 月 日						
供した(第4項)教育の用に供しなくなった(第5項)財産の明細 供している(第6項)										
区分	用途	所在場所	数量	供した日 供しなくなった日	その他参考事項					
土地			m <sup>2</sup>	平成 年 月 日						
建物										
構築物										
区分	種類	数量	供した日 供しなくなった日	取得価額	区分	細目	預入先又は 貸付先等	預入等の年月日	金額	
教育用設備備品			平成 年 月 日	千円	現金・預金	現金			千円	
								平成 年 月 日		
事務用備品					有価証券					
車輛					貸付金等					
その他の 固定資産					流動資産 その他の					
車輛					備	基本金		平成 年 月 日現在		
							設置者借		平成 年 月 日現在	
その他の 固定資産					考					

- 上記の欄に記載しきれないときは、適宜の用紙に記載して添付して下さい。
- この届出書には、届出をする年の前年の12月31日現在の貸借対照表を添付して下さい。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資4-87-A4-統一)

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

相続税法施行規則附則第 8 項・第 12 項の規定による家事充当金額の限度額の認定（変更）申請書

名簿番号

税務署  
受付印

税務署長殿

年 月 日提出

〒

住 所

申請者

氏 名 ⑩ 電話

私の営む学校経営事業に係る家事充当金額の限度額につき相続税法施行規則附則第 7 項第 1 号の規定による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 適用開始年分 年分
- 認定を受ける家事充当金額の限度額（年額） 円  
（現に認定を受けている家事充当金額の限度額（年額） 円）
- 学校経営事業における申請者の職務内容
- 経営する学校の名称、所在地及びその概要  
（名称） （所在地）  
（幼児、児童等の現在数、学級数等）
- 家事充当金額の限度額の算定根基及び学校経営事業に従事している者の給与等の明細別紙のとおり。
- 学校経営事業に従事している者の給与規定別添のとおり。

関与税理士

印

電話番号

（資 4 - 88 - 1 - A 4 統一）

相続税法施行規則附則第 8 項・第 12 項の規定による家事充当金額の限度額の認定（変更）申請書

名簿番号

税務署  
受付印

税務署長殿

年 月 日提出

〒

住 所

申請者

氏 名 ⑩ 電話

私の営む学校経営事業に係る家事充当金額の限度額につき相続税法施行規則附則第 7 項第 1 号の規定による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 適用開始年分 年分
- 認定を受ける家事充当金額の限度額（年額） 円  
（現に認定を受けている家事充当金額の限度額（年額） 円）
- 学校経営事業における申請者の職務内容
- 経営する学校の名称、所在地及びその概要  
（名称） （所在地）  
（幼児、児童等の現在数、学級数等）
- 家事充当金額の限度額の算定根基及び学校経営事業に従事している者の給与等の明細別紙のとおり。
- 学校経営事業に従事している者の給与規定別添のとおり。

関与税理士

印

電話番号

（資 4 - 88 - 1 - A 4 統一）

(新規)

相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書

税務署長 殿

平成 年 月 日

【代理人記入欄】 住所 氏名 連絡先	開示請求者	住所又は居所 (所在地)	〒 ( - - )	
		フリガナ		
		氏名又は名称	(印)	
		生年月日		被相続人との続柄

私は、相続税法第49条第1項の規定に基づき、下記1の開示対象者が平成15年1月1日以後に下記2の被相続人からの贈与により取得した財産で、当該相続の開始前3年以内に取得したもの又は同法第21条の9第3項の規定を受けたものに係る贈与税の課税価格の合計額について開示の請求をします。

1 開示対象者に関する事項

住所又は居所 (所在地)				
過去の住所等				
フリガナ				
氏名又は名称 (旧姓)				
生年月日				
被相続人との続柄				

2 被相続人に関する事項

住所又は居所	
過去の住所等	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
相続開始年月日	平成 年 月 日

3 承継された者(相続時精算課税選択届出者)に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
相続開始年月日	平成 年 月 日
精算課税適用者である旨の記載	上記の者は、相続時精算課税選択届出書を 署へ提出しています。

4 開示の請求をする理由(該当する口に✓印を記入してください。)

相続税の  期限内申告  期限後申告  修正申告  更正の請求 | に必要なため

5 遺産分割に関する事項(該当する口に✓印を記入してください。)

- 相続財産の全部について分割済(遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。)
- 相続財産の一部について分割済(遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。)
- 相続財産の全部について未分割

6 添付書類等(添付した書類又は該当項目の全ての口に✓印を記入してください。)

- 遺産分割協議書の写し  戸籍の謄(抄)本  遺言書の写し  住民票の写し
- その他( )
- 私は、相続時精算課税選択届出書を 署へ提出しています。

7 開示書の受領方法(希望される口に✓印を記入してください。)

- 直接受領(交付時に請求者又は代理人であることを確認する必要があります。)
- 送付受領(請求時に返信用切手、封筒及び住民票の写し等が必要となります。)

※ 税務署整理欄(記入しないでください。)

本人(代理人)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 健康保険証	確認者
確認方法	<input type="checkbox"/> その他( )	
委任の確認	開示請求者への確認 ( . . )	
	委任状の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ( )	

(資4-90-1-A4統一)

## 書きかた等（開示請求書）

- 1 「開示請求者」欄には、開示請求者の住所又は居所（所在地）、フリガナ・氏名（名称）、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。
- なお、相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により相続時精算課税適用者から納税に係る権利又は義務を承継したことにより開示の請求を行った場合において、その承継する者が2名以上いるときは、本開示請求書を連名で提出しなければなりません。この場合は、開示請求者の代表者の方を本開示請求書の「開示請求者」欄に記入し、他の開示請求者の方は開示請求書付表（「相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書付表」）の「【開示請求者】（開示請求者が2人以上の場合に記入してください）」欄に記入してください（開示書は代表者に交付することになります。）。
- 2 「1 開示対象者に関する事項」欄には、贈与税の課税価格の開示を求める方（開示対象者）の住所又は居所（所在地）、過去の住所等、フリガナ・氏名又は名称（氏名については旧姓も記入してください。）、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。
- なお、開示対象者が5名以上いる場合は、5人目以降を開示請求書付表の「1 開示対象者に関する事項（開示対象者が5人以上いる場合に記入してください。）」欄に記入してください。
- 3 「2 被相続人に関する事項」欄には、被相続人の住所又は居所、過去の住所等、フリガナ・氏名、生年月日及び相続開始年月日（死亡年月日）を記入してください。
- 4 「3 承継された者（相続時精算課税選択届出者）に関する事項」欄には、相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により納税に係る権利又は義務を承継された者の死亡時の住所又は居所、フリガナ・氏名、生年月日、相続開始年月日（死亡年月日）及び「精算課税適用者である旨の記載」欄に相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。
- 5 「4 開示の請求をする理由」欄及び「5 遺産分割に関する事項」欄は、該当する□にレ印を記入してください。
- 6 「6 添付書類等」欄には、添付している書類の□にレ印を記入してください。
- なお、添付書類は、開示請求者及び開示対象者が相続等により財産を取得したことを証する書類として、下記のことを提出してください。
- (1) 全部分割の場合：遺産分割協議書の写し
- (2) 遺言書がある場合：開示請求者及び開示対象者に関する遺言書の写し
- (3) 上記以外の場合：開示請求者及び開示対象者に係る戸籍の謄(抄)本
- 開示請求者が被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税適用者である場合には、「私は、相続時精算課税選択届出書を\_\_\_\_\_署へ提出しています。」の前の□にレ印を記入するとともに相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。
- 開示請求者が承継した者である場合には、承継した者全員の戸籍の謄(抄)本も提出してください。
- 7 「7 開示書の受領方法」欄には、希望される受領方法の□にレ印を記入してください。
- なお、「直接受領」の場合は、受領時に開示請求者本人又は代理人本人であることを確認するもの（運転免許証など）が必要となります（代理人が「直接受領」をする場合は、開示請求者の委任状も必要となります。）。
- 「送付受領」の場合には、開示請求時に返信用切手、封筒及び住民票の写し等の住所を確認できるものを提出してください。

(新規)

相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書付表

開示請求者(代表者)の氏名

1 開示対象者に関する事項（開示対象者が5人以上いる場合に記入してください。）

住所又は居所 (所在地)				
過去の住所等				
フリガナ				
氏名又は名称 (旧姓)				
生年月日				
被相続人との続柄				
住所又は居所 (所在地)				
過去の住所等				
フリガナ				
氏名又は名称 (旧姓)				
生年月日				
被相続人との続柄				

【開示請求者】（開示請求者が2人以上の場合に記入してください。）

住所又は居所	〒	〒	〒	〒
フリガナ				
氏名				
生年月日				
被相続人との続柄				
住所又は居所	〒	〒	〒	〒
フリガナ				
氏名				
生年月日				
被相続人との続柄				
住所又は居所	〒	〒	〒	〒
フリガナ				
氏名				
生年月日				
被相続人との続柄				

(資4-90-2-A4統一)

(新規)

## 書 き か た 等

- 1 「開示請求者（代表者）の氏名」欄には、開示請求書の「開示請求者」欄に記載している方の氏名を記入してください。
- 2 「1 開示対象者に関する事項（開示対象者が5人以上いる場合に記入してください。）」欄には、5人目以降の開示対象者の住所又は居所（所在地）、過去の住所等、フリガナ・氏名又は名称（氏名については旧姓も記入してください。）、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。
- 3 「【開示請求者】」欄には、開示請求者（開示請求書の「開示請求者」欄に記載している方以外の方）の住所又は居所、フリガナ・氏名、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。

(新 規)

第 \_\_\_\_\_ 号  
平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

住所又は居所  
(所在地)

氏名又は名称 \_\_\_\_\_ 殿

\_\_\_\_\_ 税務署長

### 相続税法第49条第1項の規定に基づく請求に対する開示書

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に相続税法第49条第1項の規定に基づく請求があった贈与税の課税価格については、下記のとおり開示します。

なお、この開示書は、平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日現在の課税価格に基づいて作成しています。

記

#### 1 開示対象者(開示対象者が7名以上の場合は開示書付表に記載しています。)

住所又は居所(所在地)	氏名又は名称

#### 2 相続開始前3年以内の贈与(3に該当する贈与を除く。)

贈与税の課税価格の合計額	_____ 円
--------------	---------

#### 3 相続税法第21条の9第3項に該当する贈与(相続時精算課税適用分)

贈与税の課税価格の合計額	_____ 円
--------------	---------

(資4-92-2-A4統一)

(新規)

開示請求者 \_\_\_\_\_ 殿

相続税法第49条第1項の規定に基づく請求に対する開示書付表

1 開示対象者(開示書の「1 開示対象者」欄の続きを記載しています。)

住所又は居所(所在地)	氏名又は名称

【開示請求者】

相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により納税に係る権利又は義務を承継した方が2名以上いる場合において、本開示書のあて名以外の方を記載しています。

住所又は居所	氏名

(資4-93-A4統一)

(新規)



税務署長 贈 平成〇〇年分贈与税の申告書

贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 申告者との続柄・生年月日 住所 フリガナ 氏名 生年月日

第一表 (平成17年分以降用)

Table with columns for property type, acquisition date, and value. Includes rows for spouse, children, and other relatives.

この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

Summary table for tax calculation, including sections for 'II' (Special gifts) and 'III' (Total tax).

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税務署長 贈 平成〇〇年分贈与税の申告書

贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 申告者との続柄・生年月日 住所 フリガナ 氏名 生年月日

第一表 (平成15年分以降用)

Table with columns for property type, acquisition date, and value. Includes rows for spouse, children, and other relatives.

この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

Summary table for tax calculation, including sections for 'II' (Special gifts) and 'III' (Total tax).

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

取得した財産の種類、細目、利用区分・銘柄等の記載要領

種類	細目	利用区分・銘柄等	
土地 (土地の上に存する権利を含みます。)	田	自用地、貸付地、賃借権(耕作権)、永小作権の別	
	畑		
	宅地	自用地、貸宅地、貸家建付地、借地権の別	
	山林	普通山林、保安林の別(これらの山林の地上権又は賃借権であるときは、その旨)	
	その他の土地	原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地の別(これらの土地の地上権、賃借権、温泉権又は引湯権であるときは、その旨)	
家屋	家屋(構造及び用途)、構築物	家屋については自家用家屋、貸家の別、構築物については駐車場、養魚池、広告塔などの別	
事業(農業)用財産	機械、器具、農機具その他の減価償却資産	機械、器具、農機具、自動車、船舶などについてはその名称と年式、牛馬等についてはその用途と年齢、果樹についてはその樹種と樹齢、営業権についてはその事業の種類と商号など	
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	商品、製品、半製品、原材料、農産物等の別に、その合計額を「財産の価額」欄に記入し、それらの明細は、適宜の用紙に記載して添付してください。	
	売掛金		
	その他の財産	電話加入権、受取手形、その他その財産の名称。なお、電話加入権については、その加入局と電話番号	
有価証券	株式、出資	上場株式等	その銘柄
		取引相場のない株式、出資	
		配当還元方式によったもの その他の方式によったもの	
	公債、社債		
	証券投資信託、貸付信託の受益証券		
現金、預貯金等	現金、普通預金、当座預金、定期預金、通常郵便貯金、定額郵便貯金、定期積金、金銭信託などの別及び贈与の目的		
家庭用財産	その名称と銘柄		
その他の財産(利益)	生命保険金等		
	立木	その樹種と樹齢(保安林であるときは、その旨)	
	その他	1 事業に関係のない自動車、特許権、著作権、電話加入権、貸付金、書画・骨とうなどの別 2 自動車についてはその名称と年式、電話加入権についてはその加入局と電話番号、書画・骨とうなどについてはその名称と作者名など 3 著しく低い価額の対価で財産を譲り受けた場合など贈与によって取得したものとみなされる財産(生命保険金等を除きます。)については、その財産(利益)の内容	

贈与税の速算表(平成15年分以降用)

区分	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	10,000千円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	50%
控除額	—	100千円	250千円	650千円	1,250千円	2,250千円

この速算表の使用方法は、次のとおりです。  
 申告書第一表の④の金額×税率-控除額=⑤の税額  
 例えば、申告書第一表の④の金額3,000千円に対する税額は、3,000千円×15%-100千円=350千円です。

○この申告書は、次の記載例の書体にならって枠内に黒ボールペンで書いてください。



取得した財産の種類、細目、利用区分・銘柄等の記載要領

種類	細目	利用区分・銘柄等	
土地 (土地の上に存する権利を含みます。)	田	自用地、貸付地、賃借権(耕作権)、永小作権の別	
	畑		
	宅地	自用地、貸宅地、貸家建付地、借地権の別	
	山林	普通山林、保安林の別(これらの山林の地上権又は賃借権であるときは、その旨)	
	その他の土地	原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地の別(これらの土地の地上権、賃借権、温泉権又は引湯権であるときは、その旨)	
家屋	家屋(構造及び用途)、構築物	家屋については自家用家屋、貸家の別、構築物については駐車場、養魚池、広告塔などの別	
事業(農業)用財産	機械、器具、農機具その他の減価償却資産	機械、器具、農機具、自動車、船舶などについてはその名称と年式、牛馬等についてはその用途と年齢、果樹についてはその樹種と樹齢、営業権についてはその事業の種類と商号など	
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	商品、製品、半製品、原材料、農産物等の別に、その合計額を「価額」欄に記入し、それらの明細は、適宜の用紙に記載して添付してください。	
	売掛金		
	その他の財産	電話加入権、受取手形、その他その財産の名称。なお電話加入権については、その加入局と電話番号	
有価証券	株式、出資	配当還元方式によったもの その他の方式によったもの	その銘柄
		公債、社債	
		証券投資信託、貸付信託の受益証券	
	現金、預貯金等	現金、普通預金、当座預金、定期預金、通常郵便貯金、定額郵便貯金、定期積金、金銭信託などの別及び贈与の目的	
家庭用財産	その名称と銘柄		
その他の財産(利益)	生命保険金等		
	立木	その樹種と樹齢(保安林であるときは、その旨)	
	その他	1 事業に関係のない自動車、特許権、著作権、電話加入権、貸付金、書画・骨とうなどの別 2 自動車についてはその名称と年式、電話加入権についてはその加入局と電話番号、書画・骨とうなどについてはその名称と作者名など 3 著しく低い価額の対価で財産を譲り受けた場合など贈与によって取得したものとみなされる財産(生命保険金等を除きます。)については、その財産(利益)の内容	

贈与税の速算表(平成15年分以降用)

区分	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	10,000千円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	50%
控除額	—	100千円	250千円	650千円	1,250千円	2,250千円

この速算表の使用方法は、次のとおりです。  
 申告書第一表の④の金額×税率-控除額=⑤の税額  
 例えば、申告書第一表の④の金額3,000千円に対する税額は、3,000千円×15%-100千円=350千円です。

○この申告書は、次の記載例の書体にならって枠内に黒ボールペンで書いてください。







提出用

平成□□年分贈与税の修正申告書(別表)

修正前の課税額(第一表)
I 暦年課税分
財産の価額の合計額(課税価格)
配偶者控除額
基礎控除額
②及び③の控除後の課税価格
④に対する税額
外国税額の控除額
差引税額

相続時精算課税分
II 特定贈与者ごとの課税価格の合計額
特定贈与者ごとの差引税額の合計額

III 合計
課税価格の合計額
差引税額の合計額
納税猶予税額
申告期限までに納付すべき税額

修正前の課税額(第二表)

相続時精算課税分
I 課税価格の計算
II 住宅資金特別控除額の計算
III 特別控除額の計算
IV 税額の計算
特定贈与者の氏名
財産の価額の合計額
⑯のうち 住宅取得等資金の額
⑯のうち 住宅取得等資金以外の額
過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額
住宅資金特別控除額の残額
住宅資金特別控除額
翌年以降に繰り越される住宅資金特別控除額
⑳の控除後の課税価格
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額
特別控除額の残額
特別控除額
翌年以降に繰り越される特別控除額
㉑の控除後の課税価格
㉑に対する税額
外国税額の控除額
差引税額

修正申告によって異動した事項
異動の内容
異動の理由

※ 税務署整理欄 整理番号 名簿 年 月 日

(注) ※印欄は記入しないでください。(資5-10-3-1-A4統一)

第二表(平成16年分以降用)
第三表は、申告書第一表及び第二表(相続時精算課税分)について修正申告する場合のみと一纏めに提出してください。

提出用

平成□□年分贈与税の修正申告書(別表)

修正前の課税額(第一表)
I 暦年課税分
財産の価額の合計額(課税価格)
配偶者控除額
基礎控除額
②及び③の控除後の課税価格
④に対する税額
外国税額の控除額
差引税額

相続時精算課税分
II 特定贈与者ごとの課税価格の合計額
特定贈与者ごとの差引税額の合計額

III 合計
課税価格の合計額
差引税額の合計額
納税猶予税額
申告期限までに納付すべき税額

修正前の課税額(第二表)

相続時精算課税分
I 課税価格の計算
II 住宅資金特別控除額の計算
III 特別控除額の計算
IV 税額の計算
特定贈与者の氏名
財産の価額の合計額
⑯のうち 住宅取得等資金の額
⑯のうち 住宅取得等資金以外の額
過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額
住宅資金特別控除額の残額
住宅資金特別控除額
翌年以降に繰り越される住宅資金特別控除額
⑳の控除後の課税価格
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額
特別控除額の残額
特別控除額
翌年以降に繰り越される特別控除額
㉑の控除後の課税価格
㉑に対する税額
外国税額の控除額
差引税額

修正申告によって異動した事項
異動の内容
異動の理由

※ 税務署整理欄 整理番号 名簿 年 月 日

(注) ※印欄は記入しないでください。(資5-10-3-1-A4統一)

第二表(平成16年分以降用)
第三表は、申告書第一表及び第二表(相続時精算課税分)について修正申告する場合のみと一纏めに提出してください。

控  
用

平成□□年分贈与税の修正申告書(別表)

受贈者の氏名 控 (単位は円)

① 修正前の課税額(第一表)

Ⅰ 暦年課税分	財産の価額の合計額(課税価格)	①							
	配偶者控除額 (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額)	②							
	基礎控除額	③							
	②及び③の控除後の課税価格(①-②-③)【1,000円未満切捨て】	④							
	④に対する税額	⑤							
	外国税額の控除額	⑥							
	差引税額(⑤-⑥)	⑦							
Ⅱ 相続時精算課税分	特定贈与者ごとの課税価格の合計額	⑧							
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額	⑨							
Ⅲ 合計	課税価格の合計額(①+⑧)	⑩							
	差引税額の合計額(納付すべき税額(⑦+⑨)【100円未満切捨て】)	⑪							
	納税猶予税額	⑫							
	申告期限までに納付すべき税額(⑩-⑫)	⑬							

② 修正前の課税額(第二表)

相 続 時 精 算 課 税 分	特定贈与者の氏名		特定贈与者が複数ある場合には、それぞれについて第三表を使用してください。この場合、「① 修正前の課税額(第一表)」及び「③ 修正申告によって異動した事項」については、いずれか1枚に記入してください。						
	課税価格の計算	財産の価額の合計額(課税価格)	⑬						
		⑬のうち 住宅取得等資金の額	⑭						
		⑬のうち 住宅取得等資金以外の額(⑬-⑭)	⑮						
	住宅資金特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額(最高1,000万円)	⑯						
		住宅資金特別控除額の残額(1,000万円-⑯)	⑰						
		住宅資金特別控除額(⑮の金額と⑰の金額のいずれか低い金額)	⑱						
		翌年以降に繰り越される住宅資金特別控除額(1,000万円-⑱-⑲)	⑳						
	特別控除額の計算	⑱の控除後の課税価格(⑮-⑱)	㉑						
		過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額(最高2,500万円)	㉒						
		特別控除額の残額(2,500万円-㉒)	㉓						
		特別控除額(㉑の金額と㉓の金額のいずれか低い金額)	㉔						
	翌年以降に繰り越される特別控除額(2,500万円-㉔-㉓)	㉕							
税額の計算	㉔の控除後の課税価格(㉑-㉔)【1,000円未満切捨て】	㉖							
	㉖に対する税額(㉖×20%)	㉗							
	外国税額の控除額	㉘							
	差引税額(㉗-㉘)	㉙							

③ 修正申告によって異動した事項

異動の内容	異動の理由

控  
用

平成□□年分贈与税の修正申告書(別表)

氏名 控 (単位は円)

① 修正前の課税額(第一表)

Ⅰ 暦年課税分	財産の価額の合計額(課税価格)	①							
	配偶者控除額 (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額)	②							
	基礎控除額	③							
	②及び③の控除後の課税価格(①-②-③)【1,000円未満切捨て】	④							
	④に対する税額	⑤							
	外国税額の控除額	⑥							
	差引税額(⑤-⑥)	⑦							
Ⅱ 相続時精算課税分	特定贈与者ごとの課税価格の合計額	⑧							
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額	⑨							
Ⅲ 合計	課税価格の合計額(①+⑧)	⑩							
	差引税額の合計額(納付すべき税額(⑦+⑨)【100円未満切捨て】)	⑪							
	納税猶予税額	⑫							
	申告期限までに納付すべき税額(⑩-⑫)	⑬							

② 修正前の課税額(第二表)

相 続 時 精 算 課 税 分	特定贈与者の氏名		特定贈与者が複数ある場合には、それぞれについて第三表を使用してください。この場合、「① 修正前の課税額(第一表)」及び「③ 修正申告によって異動した事項」については、いずれか1枚に記入してください。						
	課税価格の計算	財産の価額の合計額(課税価格)	⑬						
		⑬のうち 住宅取得等資金の額	⑭						
		⑬のうち 住宅取得等資金以外の額(⑬-⑭)	⑮						
	住宅資金特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額(最高1,000万円)	⑯						
		住宅資金特別控除額の残額(1,000万円-⑯)	⑰						
		住宅資金特別控除額(⑮の金額と⑰の金額のいずれか低い金額)	⑱						
		翌年以降に繰り越される住宅資金特別控除額(1,000万円-⑱-⑲)	⑳						
	特別控除額の計算	⑱の控除後の課税価格(⑮-⑱)	㉑						
		過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額(最高2,500万円)	㉒						
		特別控除額の残額(2,500万円-㉒)	㉓						
		特別控除額(㉑の金額と㉓の金額のいずれか低い金額)	㉔						
	翌年以降に繰り越される特別控除額(2,500万円-㉔-㉓)	㉕							
税額の計算	㉔の控除後の課税価格(㉑-㉔)【1,000円未満切捨て】	㉖							
	㉖に対する税額(㉖×20%)	㉗							
	外国税額の控除額	㉘							
	差引税額(㉗-㉘)	㉙							

③ 修正申告によって異動した事項

異動の内容	異動の理由

暦年課税用

住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書

1面

1.平成17年分の贈与税について住宅取得資金等の贈与の特例を受ける方 受贈者の氏名

この表は、平成17年分の贈与税について住宅取得資金等の贈与の特例を適用する場合の贈与税額の計算等に使用します。

私は、旧租税特別措置法第70条の3第1項又は第5項の規定による住宅取得資金等の贈与の特例を受けます。

(1) 住宅取得資金等の使途

住宅取得資金等の使途を記入します(該当する□の中に✓印を記入します。)

- ①□ 住宅用家屋の新築の対価に充当
②□ 建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得の対価に充当
③□ 建築後使用されたことのある住宅用家屋の取得の対価に充当
④□ 居住の用に供している家屋の増改築等の費用に充当

(2) 所得税の確定申告に関する事項

平成17年分の所得税の確定申告書を提出した人が記入します。

Table with 4 columns: 所得税の確定申告書を提出した年月日, 提出した税務署, 税務署, 税務署

(注) 所得税の確定申告書を提出していない人は、合計所得金額を明らかにする書類を添付する必要があります。

(3) 住宅取得資金等の贈与を受けた日前5年以内において

居住していた家屋に関する事項

住宅取得資金等の贈与を受けた日前5年以内において居住していた家屋に関する事項について記入します(該当する□の中に✓印を記入します。)

ただし、贈与を受けた住宅取得資金等の全額を居住の用に供している家屋の増改築等の費用に充てた人は、記入を要しません。

- ①□ 自己又は配偶者の所有する家屋以外の家屋に居住していた。
②□ 自己又は配偶者の所有する家屋に居住していたことがあるが、平成17年12月31日までにそのすべて(その家屋の敷地を含む。)を譲渡した。
③□ 自己又は配偶者の所有する家屋に居住していたことがあるが、平成17年12月31日までにそのすべて(その家屋の敷地を含む。)を譲渡する予定(平成18年1月1日から贈与税の申告書の提出日までの間にその家屋等のすべてを譲渡した場合を含む。)である。
なお、今後譲渡する予定の家屋等の明細は次のとおりである。

◎ 譲渡予定の家屋等の明細

Table with 5 columns: No., 所在地番(住居表示), 家屋番号, 家屋の敷地の面積, 譲渡予定時期

- (注) 1 この特例を適用した場合、平成17年分から平成21年分までは、この住宅取得資金等の贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けることはできません。
2 住宅取得資金等の贈与を受けた日前5年以内において居住の用に供していた自己又は配偶者の所有する家屋及びその敷地を平成18年1月1日以降に譲渡した場合又は譲渡する予定である場合には、次の点にご注意ください(贈与を受けた住宅取得資金等の全額が、居住の用に供している家屋の増改築等の費用に充てられている場合を除きます。)

(資5-11-4-A4統一)

○この明細書は必要な添付書類とともに贈与税の申告書に添付してください。
(必要な添付書類については「平成17年分贈与税の申告のしかた」を参照してください。)

(平成17年分用)

暦年課税用

住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書

1面

1.平成16年分の贈与税について住宅取得資金等の贈与の特例を受ける方 氏名

この表は、平成16年分の贈与税について住宅取得資金等の贈与の特例を適用する場合の贈与税額の計算等に使用します。

私は、旧租税特別措置法第70条の3第1項又は第5項の規定による住宅取得資金等の贈与の特例を受けます。

(1) 住宅取得資金等の使途

住宅取得資金等の使途を記入します(該当する□の中に✓印を記入します。)

- ①□ 住宅用家屋の新築の対価に充当
②□ 建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得の対価に充当
③□ 建築後使用されたことのある住宅用家屋の取得の対価に充当
④□ 居住の用に供している家屋の増改築等の費用に充当

(2) 所得税の確定申告に関する事項

平成16年分の所得税の確定申告書を提出した人が記入します。

Table with 4 columns: 所得税の確定申告書を提出した年月日, 提出した税務署, 税務署, 税務署

(注) 所得税の確定申告書を提出していない人は、合計所得金額を明らかにする書類を添付する必要があります。

(3) 住宅取得資金等の贈与を受けた日前5年以内において

居住していた家屋に関する事項

住宅取得資金等の贈与を受けた日前5年以内において居住していた家屋に関する事項について記入します(該当する□の中に✓印を記入します。)

ただし、贈与を受けた住宅取得資金等の全額を居住の用に供している家屋の増改築等の費用に充てた人は、記入を要しません。

- ①□ 自己又は配偶者の所有する家屋以外の家屋に居住していた。
②□ 自己又は配偶者の所有する家屋に居住していたことがあるが、平成16年12月31日までにそのすべて(その家屋の敷地を含む。)を譲渡した。
③□ 自己又は配偶者の所有する家屋に居住していたことがあるが、平成17年12月31日までにそのすべて(その家屋の敷地を含む。)を譲渡する予定(平成17年1月1日から贈与税の申告書の提出日までの間にその家屋等のすべてを譲渡した場合を含む。)である。
なお、今後譲渡する予定の家屋等の明細は次のとおりである。

◎ 譲渡予定の家屋等の明細

Table with 5 columns: No., 所在地番(住居表示), 家屋番号, 家屋の敷地の面積, 譲渡予定時期

- (注) 1 この特例を適用した場合、平成16年分から平成20年分までは、この住宅取得資金等の贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けることはできません。
2 住宅取得資金等の贈与を受けた日前5年以内において居住の用に供していた自己又は配偶者の所有する家屋及びその敷地を平成17年1月1日以降に譲渡した場合又は譲渡する予定である場合には、次の点にご注意ください(贈与を受けた住宅取得資金等の全額が、居住の用に供している家屋の増改築等の費用に充てられている場合を除きます。)

(資5-11-4-A4統一)

○この明細書は必要な添付書類とともに贈与税の申告書に添付してください。
(必要な添付書類については「平成16年分贈与税の申告のしかた」を参照してください。)

(平成16年分用)

暦年課税用

2面

2. 前年分以前の贈与税について住宅取得資金等の贈与の特例を受けた方 受贈者の氏名

この表は、平成13年分から平成16年分までの贈与税について住宅取得資金等の贈与の特例の適用を受けた人が、平成17年中に財産の贈与を受けた場合の税額の計算等に使用します（その贈与を受けた財産について相続時精算課税（相続時精算課税選択の特例を含みます。）の選択をする場合を除きます。）。

（平成17年分用）

(1) 平成13年分以降の贈与税について適用を受けた住宅取得資金等の贈与の特例に関する事項

Table with 3 columns: 住宅取得資金等の贈与を受けた年分, 贈与者の氏名(申告者との続柄), 申告した税務署

住宅取得資金等の贈与者が死亡している場合の留意事項

左記の住宅取得資金等の贈与者が平成17年12月31日までに死亡している場合において、当該住宅取得資金等の額が相続税法第19条の規定により当該死亡した者に係る相続税の課税価格に加算されたときには、次の点に留意してください。

- (1) 「(2) 課税価格に対する税額の計算」の②欄の金額には、その死亡した贈与者からの住宅取得資金等の額は含めません（住宅取得資金等の贈与者の全員が死亡しているときは、「(2) 課税価格に対する税額の計算」の記載は要しません。）。
- (2) その死亡した贈与者に関して「(3) 死亡した住宅取得資金等の贈与者に関する事項」欄に所定事項を記入します。

(2) 課税価格に対する税額の計算

Table for tax calculation with 10 rows and 2 columns: 課税される財産の価額の合計額, 円

(注) 「贈与税の連算表(平成15年分以降用)」は申告書第一表(控用)の裏面に掲載しています。

(3) 死亡した住宅取得資金等の贈与者に関する事項

Table for deceased donor information with columns for name, date of death, residence, and tax authority.

(注) 上記留意事項の(1)に該当する住宅取得資金等の額があるときは、平成17年分の贈与税の申告書にこの明細書及びその贈与者が死亡したことを証する書類として戸籍の謄本等を添付して提出する必要があります。

(資5-11-4-A4統一)

暦年課税用

2面

2. 前年分以前の贈与税について住宅取得資金等の贈与の特例を受けた方 氏名

この表は、平成12年分から平成15年分までの贈与税について住宅取得資金等の贈与の特例の適用を受けた人が、平成16年中に財産の贈与を受けた場合の税額の計算等に使用します（その贈与を受けた財産について相続時精算課税（相続時精算課税選択の特例を含みます。）の選択をする場合を除きます。）。

（平成16年分用）

(1) 平成12年分以降の贈与税について適用を受けた住宅取得資金等の贈与の特例に関する事項

Table with 3 columns: 住宅取得資金等の贈与を受けた年分, 贈与者の氏名(申告者との続柄), 申告した税務署

住宅取得資金等の贈与者が死亡している場合の留意事項

左記の住宅取得資金等の贈与者が平成16年12月31日までに死亡している場合において、当該住宅取得資金等の額が相続税法第19条の規定により当該死亡した者に係る相続税の課税価格に加算されたときには、次の点に留意してください。

- (1) 「(2) 課税価格に対する税額の計算」の②欄の金額には、その死亡した贈与者からの住宅取得資金等の額は含めません（住宅取得資金等の贈与者の全員が死亡しているときは、「(2) 課税価格に対する税額の計算」の記載は要しません。）。
- (2) その死亡した贈与者に関して「(3) 死亡した住宅取得資金等の贈与者に関する事項」欄に所定事項を記入します。

(2) 課税価格に対する税額の計算

(平成12年分の贈与税について特例を受けた場合)

Table for tax calculation (平成12年分) with 10 rows and 2 columns: 課税される財産の価額の合計額, 円

(平成13年分、平成14年分又は平成15年分の贈与税について特例を受けた場合)

Table for tax calculation (平成13-15年分) with 10 rows and 2 columns: 課税される財産の価額の合計額, 円

(注) ②欄は、1,500万円を超える場合は、1,500万円となります。

(3) 死亡した住宅取得資金等の贈与者に関する事項

Table for deceased donor information with columns for name, date of death, residence, and tax authority.

(注) 上記留意事項の(1)に該当する住宅取得資金等の額があるときは、平成16年分の贈与税の申告書にこの明細書及びその贈与者が死亡したことを証する書類として戸籍の謄本等を添付して提出する必要があります。

(資5-11-4-A4統一)

相続時精算課税選択届出書

Header form with stamp and recipient information.

私は、下記の特定贈与者から平成...年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

Table for donor information: 住所, フリガナ, 氏名, 生年月日.

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合

Table for assumed heir information: 推定相続人となった理由, 推定相続人となった年月日.

3 添付書類

次の(1)～(4)のすべての書類が必要となります。なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

- (1) 受贈者の戸籍の謄本又は抄本... (2) 受贈者の戸籍の附票の写し... (3) 特定贈与者の住民票の写し... (4) 相続時精算課税に係る財産を贈与した旨の確認書...

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます。

作成税理士 information box.

※ 税務署整理欄 届出番号... 名簿... 確認

(注) ※印欄は記入しないでください。(資5-42-A4統一) (17.10)

相続時精算課税選択届出書

Header form with stamp and recipient information.

私は、下記の特定贈与者から平成...年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

Table for donor information: 住所又は居所, フリガナ, 氏名, 生年月日.

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合

Table for assumed heir information: 推定相続人となった理由, 推定相続人となった年月日.

3 添付書類 (下記のすべての書類が必要となります。)

- 添付している書類の□に✓印を記入してください。 (1) 受贈者の戸籍の謄(抄)本及び受贈者の戸籍の附票の写し... (2) 特定贈与者の住民票の写し又は特定贈与者の戸籍の附票の写し... (3) 相続時精算課税に係る財産を贈与した旨の確認書...

作成税理士 information box.

※ 税務署整理欄 整理番号... 名簿... 確認

(注) ※印欄は記入しないでください。(資5-42-A4統一)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

## 相続時精算課税選択届出書付表

受贈者の氏名

## 4 受贈者の相続開始年月日

平成 年 月 日

## 5 受贈者の相続人に関する事項

住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名	Ⓜ	Ⓜ
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		

住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名	Ⓜ	Ⓜ
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		

住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名	Ⓜ	Ⓜ
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		

(注) 受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。）に特定贈与者がある場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。  
また、その相続人が2人以上いる場合には、そのすべての相続人が連署しなければなりません。

## 6 添付書類

次の書類が必要となります。

(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

- 上記5に記入した者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、受贈者のすべての相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）を明らかにする書類（贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。)

(注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から10か月以内に、その受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）が、「相続時精算課税選択届出書」と一緒に提出してください。

(資5-43-A4統一) (17.10)

## 相続時精算課税選択届出書付表

受贈者の氏名

## 4 受贈者の相続開始年月日

平成 年 月 日

## 5 受贈者の相続人に関する事項

住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名	Ⓜ	Ⓜ
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		

住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名	Ⓜ	Ⓜ
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		

住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名	Ⓜ	Ⓜ
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		

(注) 受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。）に特定贈与者がある場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。  
また、その相続人が2人以上いる場合には、そのすべての相続人が連署しなければなりません。

## 6 添付書類（下記の書類が必要となります。）

添付している書類の□に✓印を記入してください。

- 上記5に記入した者の戸籍の謄(抄)本など受贈者のすべての相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）を明らかにする書類（贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。)

(注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から10ヶ月以内に、その受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）が、「相続時精算課税選択届出書」と一緒に提出してください。

(資5-43-A4統一)

## 平成\_\_\_\_年分 農地等の贈与に関する確認書

## 1 農地等の受贈者

住所		氏名	
----	--	----	--

## 2 前年以前の農地等の贈与の状況

次のいずれか該当する項目の□の中に✓印を記入してください。

- 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありません。
- 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありますが、当該農地は相続税法第21条の9第3項の規定(相続時精算課税)の適用を受けるものではありません。

## 3 本年における農地等の贈与の状況

次に該当する場合は□の中に✓印を記入してください。

- 私は、農地等を贈与した年において、今回の贈与以外の贈与により租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与をしていません。

## 4 採草放牧地に関する事項(今回の贈与以前に採草放牧地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積	①	m <sup>2</sup>
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m <sup>2</sup>
①の面積と②の面積の合計(①+②)	③	m <sup>2</sup>
③の面積の $\frac{2}{3}$ (③× $\frac{2}{3}$ )	④	m <sup>2</sup>
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積(「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した採草放牧地の面積の合計を記入します。)	⑤	m <sup>2</sup>
<b>上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。</b>		

## 5 準農地に関する事項(今回の贈与以前に準農地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積	①	m <sup>2</sup>
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m <sup>2</sup>
①の面積と②の面積の合計(①+②)	③	m <sup>2</sup>
③の面積の $\frac{2}{3}$ (③× $\frac{2}{3}$ )	④	m <sup>2</sup>
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積(「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した準農地の面積の合計を記入します。)	⑤	m <sup>2</sup>
<b>上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。</b>		

上記の事実相違ありません。

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

農地等の贈与者

住所\_\_\_\_\_ 氏名\_\_\_\_\_ 印\_\_\_\_\_

(資5-45-A4統一)(17.10)

## 平成\_\_\_\_年分 農地等の贈与に関する確認書

## 1 農地等の受贈者

住所		氏名	
----	--	----	--

## 2 前年以前の農地等の贈与の状況

次のいずれか該当する項目の□の中に✓印を記入してください。

- 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありません。
- 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありますが、当該農地は相続税法第21条の9第3項の規定(相続時精算課税)の適用を受けるものではありません。

## 3 本年における農地等の贈与の状況

下記の事項に該当する場合は□の中に✓印を記入してください。

- 私は、農地等を贈与した年において、今回の贈与以外の贈与により租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与をしていません。

## 4 採草放牧地に関する事項(今回の贈与以前に採草放牧地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積	①	m <sup>2</sup>
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m <sup>2</sup>
①の面積と②の面積の合計(①+②)	③	m <sup>2</sup>
③の面積の $\frac{2}{3}$ (③× $\frac{2}{3}$ )	④	m <sup>2</sup>
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積(「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した採草放牧地の面積の合計を記入します。)	⑤	m <sup>2</sup>
<b>上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。</b>		

## 5 準農地に関する事項(今回の贈与以前に準農地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積	①	m <sup>2</sup>
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m <sup>2</sup>
①の面積と②の面積の合計(①+②)	③	m <sup>2</sup>
③の面積の $\frac{2}{3}$ (③× $\frac{2}{3}$ )	④	m <sup>2</sup>
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積(「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した準農地の面積の合計を記入します。)	⑤	m <sup>2</sup>
<b>上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。</b>		

上記の事実相違ありません。

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

農地等の贈与者

住所\_\_\_\_\_ 氏名\_\_\_\_\_ 印\_\_\_\_\_

(資5-45-A4統一)